

愛川町からのお知らせです
必ずお読みください

特報

新型コロナウイルス感染症対策

愛川町緊急支援事業

町民みなさんに生活支援や事業支援を行う、町の緊急対策をご案内します。
スピード感をもって取り組んでまいります。

この財源には財政調整基金を活用するほか、6～8月に実施する特別職の給料減額分(10～20%)と、町議会議員の報酬減額分(10%)を充てます。

総額

24,500
億 万円



町民の生活を



各事業に関する電話でのお問い合わせは、
町役場代表番号 **046-285-2111** にお掛けいただき
「◆問い合わせ」に記載の内線番号を伝えてください。

●水道基本料金の減額 3,100万円

手洗い・うがいの推奨や外出自粛により、水の使用が増えているため、
町営水道区域の家庭や事業所の水道基本料金を減額します。

- ◎対象 全ての町営水道使用者
- ◎内容 令和2年5月～8月の検針分(4カ月分)の基本料金を50%減額
- ◎手続きは不要です。

◆問い合わせ 水道事業所業務班 ☎(内線)3486

町

また、県営水道料金は一律10%減額

県

県営水道区域の家庭や事業所の水道料金が減額されます。

- ◎対象 全ての県営水道使用者
- ◎内容 令和2年5月～8月の検針分(4カ月分)の水道料金を10%減額
- ◎手続きは不要です。

◆問い合わせ 厚木水道営業所 ☎046(224)1111(代表)

●ひとり親家庭等への支援金 約660万円

臨時休校や外出自粛、企業への休業要請など、ひとり親家庭などへの
さまざまな影響を勘案し、児童扶養手当受給世帯を対象に、
1世帯当たり一律2万円を支給します。

- ◎対象 令和2年4月分の児童扶養手当を受給している世帯
- ◎申請 5月中旬に対象の世帯へ、申請書と請求書を郵送しますので、
ご記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。
- ◎交付時期 5月下旬から順次、支給開始予定です。

◆問い合わせ 子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線)3365

町

●感染対策用の救急資機材を整備 600万円

町民の命を守る、町の救急体制を維持するため、
救急出動時に救急隊員の感染防止を図る資機材などを整備します。

- ◎整備資機材
サージカルマスク、N95マスク、感染防止衣、ゴーグル、長手袋、
シューズカバー、消毒用エタノール、救急車除染システム など

◆問い合わせ 消防課警防班 ☎(内線)3716

町

●町民の方に「次亜塩素酸水」を無料で配布しています

「次亜塩素酸水」は安全性が高く、高い除菌効果が期待できるといわれており、
手洗いや食器の洗浄などに使用できます。

- ◎配布日時 5月中は偶数日
6月からは、「5」と「0」のつく日(5・10・15・20・25・30日)
午前10時～午後4時(土曜・日曜・祝日を含む)
- ◎配布場所 文化会館、ラビンプラザ、レディーズプラザ
- ◎持ち物 洗浄したペットボトルなどの容器
- ◎配布量 5月中は1人500㎖まで、6月からは1人1,000㎖まで

◆問い合わせ 危機管理室危機管理班 ☎(内線)3782

町

●特別定額給付金給付事業

1人につき10万円の特別定額給付金を給付します。

- ◎対象 基準日(令和2年4月27日)に、町の住民基本台帳に登録されている方
(受給権者は、その方が属する世帯の世帯主)
- ◎申請方法 基本的に、郵送またはオンライン(マイナンバーカード所持者のみ)となります。
5月14日(木)に、町から世帯主宛てに申請書と手続の案内を郵送します。
※オンライン申請は5月7日(木)より受け付けを開始しています。
- ◎申請受付期間 8月14日(金)まで
- ◎給付時期 5月下旬から順次、原則として申請者本人名義の口座へ振り込みます。

◆問い合わせ 愛川町特別定額給付金専用ダイヤル ☎046(206)1300

国

●児童1人につき1万円の臨時特別給付金

- ◎対象 児童手当を受給する世帯(特例給付世帯は除く)
- ◎手続きは不要です。
支給時期など、詳しくは5月中にお送りするお知らせをご覧ください。

◆問い合わせ 子育て支援課子ども福祉班 ☎(内線)3362

国

●準要保護世帯への支援金 500万円

小・中学校の臨時休校によって、家庭での昼食費が増えているため、
準要保護世帯を対象に、小・中学生1人当たり一律1万円を支給します。

- ◎申請 5月29日までに学校(登校日などを活用)へ就学援助費交付申請書を提出してください。
- ◎申請書類 教育総務課、各学校、町ホームページで配布しています。
- ◎交付時期 7月から交付予定です。

◆問い合わせ 教育総務課学校教育班 ☎(内線)3613

町

●国民健康保険税・介護保険料の減免

◎減免額・対象(国民健康保険税は世帯・介護保険料は65歳以上の1号被保険者)

- ①【全額免除】 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が
死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②【一部免除】 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の
事業収入などの減少が見込まれ、一定の要件に該当する場合
- ◎適用期間 令和2年2月以降の納期分から令和2年度末まで
※②の要件など、詳しくは町ホームページをご覧ください。

◆問い合わせ 国保年金課収納班 ☎(内線)3382、高齢介護課介護保険班 ☎(内線)3333

町

●国民健康保険傷病手当金

町国保加入者が、新型コロナウイルス感染症への感染や感染の疑いにより療養し、
給与の支払いを受けることができなかった場合、給与相当額の一部を支給します。
※適用期間、申請書類など、詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 国保年金課国保年金班 ☎(内線)3377・3378

町

●ひとり暮らし高齢者へマスクを配布

町内の事業者から町へ寄付されたマスクを、ひとり暮らし高齢者の方へ配布します。

- ◎対象 「ひとり暮らし高齢者世帯登録制度」に登録されている方
- ◎配布数 1世帯当たり5枚 ◎配布時期 5月中旬から順次配布
- ◎配布方法 民生委員・児童委員が各世帯を訪問し、お渡しします。

◆問い合わせ 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線)3338

町

●笑顔の花プロジェクト事業 150万円

感染拡大防止のために臨時休校や外出自粛を求められている中、
不安やストレスを抱えている小・中学生に、少しでも笑顔を取り戻してもらうため、
メッセージ付きの花を贈ります。

- ◎お贈りする時期 5月中

◆問い合わせ 教育総務課庶務施設班 ☎(内線)3614

町

●税金・保険料・水道料金・下水道使用料でお困りの方

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、納付や支払いが困難な場合は、
支払いの猶予や分割納付などのご相談に応じます。

◆問い合わせ 税務課収納班 ☎(内線)3285、国保年金課収納班 ☎(内線)3382
高齢介護課介護保険班 ☎(内線)3333、水道事業所業務班 ☎(内線)3486

町

県でも、水道料金や下水道使用料の支払い猶予制度を設けています。

- ◎対象 新型コロナウイルス感染症の影響により、支払いが困難になった方
- ◎猶予期間 最長4カ月
- ◎申請 「支払計画書」を厚木水道営業所に提出してください。
詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆問い合わせ 厚木水道営業所 ☎046(224)1111(代表)

県